

# 就学援助制度のお知らせ

## ○ 就学援助制度とは

経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費など就学にかかる費用の一部を援助する制度です。保護者の申請に基づき、中野市教育委員会が審査し、認定します。

## ○ 援助の内容（対象経費）

学用品費、通学用品費、入学準備費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会(児童会)費、PTA会費、体育実技用具費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費

## ○ 援助を受けることができる方は

市内在住で、小学校及び中学校に在学する児童・生徒の保護者のうち

- 1 生活保護を受けている方（要保護児童・生徒）
- 2 生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる方（準要保護児童・生徒）

### ※注意事項

- ・ 税の申告をしていない方は審査ができませんので、必ず申告を済ませておいてください。  
収入がない方(被扶養者は除く)も、収入がない旨の申告(住民税の申告)をしてください。
- ・ 令和8年1月1日現在で、中野市内に住民票がない方は、6月中旬以降に1月1日現在の住民票所在地の市区町村の発行する所得証明等が必要になります。
- ・ 他市町村に住民票があり、中野市立の小・中学校に通学している方は、住民登録地の教育委員会にお尋ね下さい。

## ○ 援助を受ける手続きは

学校から配付（4月頃）される申請書に必要事項を記入し、学校へ提出してください。

※ この援助を希望される方は、毎年度申請が必要です。前年度認定されていた方も現年度にはあらためて申請してください。

※ 年度の途中で援助を必要とされる場合については、随時受け付けております。

## ○ 認定審査について

世帯全体の収入状態や、学校・家庭内の状況等をもとに、学校長の意見などを参考にして、教育委員会が総合的に判断し認定します。（なお、収入の状況等により、否認定となる場合があります。）結果については、教育委員会からお知らせします。

## ○ お問い合わせ先

中野市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係

電話：0269-22-2111（内線418）

E-mail：kyoiku@city.nakano.nagano.jp